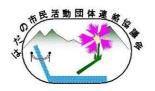
\れんきょうが市民活動団体の皆さんを支援します!/

市民活動サポート事業

募集要項



募集期間

2025. 11/4(火)>>> 12/12(金)

申し込み資料提出先:市民活動サポートセンター

^{令和8年度} 市民活動 サポート事業



◆◇問い合わせ◇◆

秦野市市民活動サポートセンター (はだの市民活動団体連絡協議会運営) 〒257-0054

秦野市緑町16-3(保健福祉センター)

TEL • FAX: 0463-83-1760

E-mail: hadano@saposen.org



市民活動サポート事業とは

秦野市内に拠点を置く44の市民活動団体で組織する「はだの市民活動団体連絡協議会(略称れんきょう)」が、市民活動の活性化を図るとともに、将来にわたって個性豊かな地域社会を実現することを目的として、自主的で公益的な活動を行う市民活動団体に対し、資金面での支援を行うものです。

平成17年度からはじまったこの制度では、これまでに多くの団体への支援を行っています。実施に当たり、市内外の企業等の皆様からのご協賛による「市民の日れんきょうバザー」を実施し、その収益金を「市民活動いきいき基金」に積み立て、本事業の支援金の原資としています。



市民活動サポート事業の**コース**は2つ! 団体の状況に合わせてコースを選択し、申請してください!

スタートアップコース 上限5万円

これまでに市民活動サポート事業の支援を受けたことのない団体かつ設立3年未満の団体を対象として、団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるためのコースです!

1団体1回のみ支援を受けることができます。

ステップアップコース 対象経費の80%以内かつ上限 | 5万円

秦野市内で1年以上活動している団体を対象として、これまでの活動の 発展及び継続を目的とする事業、または新たな事業の展開を図るためのコ ースです!

1団体3回まで支援を受けることができます。(令和5年度から)

支援対象となる団体

対象となる団体は、会則等を有し、3人以上の会員がいる次の要件を満たす 団体で、法人格の有無は問いません。

- 1 秦野市内に活動拠点を有し、主に市内で活動する団体。 ステップアップコースの場合は、1年以上活動する団体。
- 2 営利を目的とせず、不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目 的とする活動を自主的に行っている団体。

対象となる活動

次に掲げる活動や事業が対象となります。

- ・保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ・まちづくりの推進を図る活動
- ・農山村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 災害救援活動
- 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 情報化社会の発展を図る活動
- 経済活動の活性化を図る活動
- ・職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ・前に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 前に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
- ※ 但し、以下の活動は除きます。
- 構成員相互の親睦活動、個人の学習活動や趣味的活動、特定の個人・団体の利益を目的とする活動等
- 秦野市から補助金を受けている事業等
- 秦野市その他団体(公共・民間を問わず)から対価を受け、委託されている事業等

対象となる経費

支援金の対象となる経費は、支援対象の活動に直接要する経費となります。 具体的には以下のとおりです。

例:講師等謝礼(自団体の講師を除く)、消耗品・備品購入費、会場使用料、 行事保険料、事務所賃借料、光熱水費など

- 社会教育の推進を図る活動
- ・観光の振興を図る活動
- ・環境の保全を図る活動
- 地域安全活動
- ・国際協力の活動
- 子どもの健全育成を図る活動
- 科学技術の振興を図る活動
- 消費者の保護を図る活動

対象となる期間

令和8年4月から令和9年3月までの間に実施される活動等が対象となります。

※ 上記期間内であれば、継続中の活動等も対象となります。

申し込み方法

- (1) 提出期間 令和7年11月4日(火)~12月12日(金)
- (2) 提出方法 持参・郵送・Eメールのいずれか
- (3) 提出先 秦野市市民活動サポートセンター

連絡先	窓口の受付時間
〒257-0054 秦野市緑町 16-3	
TEL /FAX 83-1760	午前9時から午後6時まで
Eメール: hadano@saposen.org	

提出書類

1	提出書類確認書	様式1	
2	市民活動サポート事業支援金申込書	様式2	
3	対象となる活動(事業)の計画書	様式3	
4	対象となる活動(事業)の収支予算書	様式4	
5	団体概要書	様式5	
6	団体の前年度もしくは直近の活動実績報告書	任意の様式	
	回体の別4及50へは但近の心到天積報 っ 音	(総会資料等での代用可)	
7	団体の前年度もしくは直近の収支決算報告書	任意の様式	
	回体の別牛反びひへは巨紅の牧文次昇報ロ音	(総会資料等での代用可)	
8	団体の定款、規約、会則等	任意の様式	
9	その他必要と認める書類・資料	審査会から提出を求める書類等	

※ 申込書等各様式(様式1~様式5)は、市民活動サポートセンターの ホームページからダウンロードできます。 ホームページ QR コード





支援団体の決定

書類審査(第1次審査)と公開プレゼンテーション(第2次審査)により、 支援額を含めて、市民活動サポート事業審査会において決定します。

(1) 第1次審査

- ア 提出書類の書類審査により、第2次審査へ進むことができる団体を選 考します。
- イ 結果は、令和8年1月下旬頃に通知します。

(2) 第2次審査

- ア 実施日 令和8年2月15日(日) 午前10時から
- イ 会 場 秦野市保健福祉センター(秦野市緑町16-3)
- ウ 審 査 公開のプレゼンテーションによる方法で行います。
 - 1団体の持ち時間は、事業内容に関する発表が5分、審査員からの 事前質問に対する回答(事前質問を受けた団体のみ)が3分です。
 - 発表内容及び審査員からの事前質問に対する回答は、各々A4サイズ の用紙1ページにまとめてください(パワーポイントを使用する場合 はスライド4枚まで)。
 - 審査の当日に参加されない団体は、審査対象外となります。
 - 結果は、3週間以内に通知します。

審查基準

審査に当たっての基準と配点、主な視点は次のとおりです。

基準	配点	主 な 視 点
公益性	10	事業の効果・成果を多くの市民が享受できるものであるか
実現性	10	事業計画が現実的であるか、事業実施体制が整っているか
費用の妥当性	10	収入見込・支出計画が妥当か
	10	これまでにない(又は少ない)新しい取り組みであるか、
元 海区 1主	10	又は、新たな視点や発想があるか
急性性	創造性 10	市民活動の特性を生かした取り組みか、又は、新たな活動
周1021生 		の展開を図ることができるものであるか
自主性	10	市民活動団体として主体的、継続的な活動が期待できるか

※ 公開プレゼンテーションにおいて公平性を欠く行為があった場合、評価の 合計点から減点することがあります。

市民活動サポート事業審査会

審査会の構成委員は学識者、サポート事業の協賛団体、はだの市民活動連絡協議会役員および過去に本市のサポート事業を受けた団体の中から複数名にお願いしています。

※ 審査を公正なものとするため、審査委員の所属する団体から申込みがあった場合などは、委員が変更になります。

実績の報告

支援を受けた団体には、書類による実績報告と成果報告会での発表をしていただきます。

書類による実績報告は令和9年4月末日まで、成果報告会は令和9年5月頃の開催を予定しています。

※ 令和8年10月頃事業の進捗状況について確認させていただきます。

<u>その他</u>

- (1) 提出された書類等はお返ししません。写しが必要な場合は、提出前にコピーをとっておいてください。
- (2) 提出書類等の内容に虚偽があった場合や決算額が支援決定額を下回った場合、支援金の全部又は一部を返還していただきます。
- (3) 本事業の公正性、透明性を高めるとともに、市民活動の推進を図るため、 申し込みのあった活動(事業)計画や本事業の結果について、本協議会の 会報誌及び市民活動サポートセンターのホームページなどにより公表しま す。
- (4) 提出書類の作成に際しては、「申込書等作成の手引き」を参考にしてください。また、〔記入例〕が必要な方は、市民活動サポートセンターのホームページでご覧いただくか、本協議会事務局までお問い合わせください。
- (5) 市民活動サポート事業に関するご質問や、申込書類の作成・提出についてのご相談などは、お気軽に本協議会事務局までお尋ねください。
- (6) 市民活動サポート事業の支援が決定した団体は、11月3日に開催する 「市民の日れんきょうバザー」の実行委員として、ご協力をいただきます。
- (7) 事業を中止、又は廃止した場合は、速やかに事務局にご連絡いただき、 支援金については、全額又は一部を返金していただきます。(別途調整)

★ 過去の協賛企業等一覧 ★

市民活動サポート事業は、下記の市内外企業等の皆様からご協賛いただき実施している『市民の日れんきょうバザー』の収益金を積み立てた『はだの市民活動いきいき基金』を原資として、実施しています。

(五十音順•敬称略)

㈱アイエンス 浅見 一義 荒井 憲一 イオンリテール㈱イオン秦野店

旬石塚商会 出雲大社相模分祠 ㈱越前屋 大秦野カントリークラブ

㈱小田原百貨店渋沢店 ㈱カトー かまか商店 旬川口製粉製麺 三恵㈱

サントリービバレッジサービス㈱湘南支店 JA 全農かながわ秦野綜合工場

しぶさわ薬局 十全堂㈱ ㈱新栄 手芸ボランティアクラブ

セブン・イレブン秦野市渋沢2丁目店 ㈱タカキベーカリー秦野工場

旬高橋紙店 立花屋茶舗本店 東海大学政治経済学部教授 前田成東

(㈱東京カントリー倶楽部 日産プリンス神奈川販売株式会社秦野店

秦野ぶらり会 秦野遊技場組合 日立製作所労働組合ヴァンダラ支部

(株)ヨークマート西大竹店 (株)リンレイ秦野工場 ワークマン秦野店

和田呉服店

※令和2年、3年度は新型感染症の影響でバザーを実施していません。